

一般社団法人日本健康教育学会 役員旅費規程

(支給基準)

- 第1条 理事会等この法人の会務により出張をした役員に対し旅費を支給する。ただし、学術大会など、会員が参加する事業と日時を前後して行われた会務の場合には支給しない。
- 2 旅費は、交通費及び宿泊費とし、原則として第2条及び第3条の規定により算出された金額について、当日現金若しくは事後に振込で支給するものとする。
- 3 役員以外の者が、この法人の会務により旅行をしたときは、本旅費規程に準じた旅費を支給することができる。

(交通費)

第2条 交通費は、次の基準により支給する。

- 一 鉄道運賃および航空運賃は、実費とする。
- 二 航空運賃は、旅行の片道が400km以上のときに限り、支給することができる。
- 三 特急・急行料金は、旅行の片道が100km以上のときに限り、支給することができる。

(宿泊費)

第3条 宿泊費は、一泊当たり10,000円以内の実費とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

平成26年7月1日 制定